

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進及び学習支援や意識啓発等を行い、男女共同参画社会の実現に寄与する事業。	5.8%

[1] 事業の概要について (注1)

(事業の内容)

当法人は「男女共同参画に関する意識啓発及び交流の促進」「男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進及び学習支援」等を行っており、以下の事業はいずれも男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として実施することから一つにまとめた。

1 男女共同参画に関する意識啓発及び交流の促進【定款第4条第1項第1号】

(1) 男女共同参画に関する諸問題の総合的・実践的な調査研究

ア 調査研究助成事業

県下各地の地域・生活課題等、男女共同参画に関する諸問題について総合的な調査研究を公募するもので、選定された調査研究に対し助成を行う。なお、公募の対象は県内の個人・団体及び愛媛大学等の研究機関。

研究テーマ 先駆的、開拓的な調査研究を原則とするがテーマは自由。

助成方法 公募し審査委員会を経て原則として一研究を選定し70万円を限度に助成。

(2) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発

ア えひめ男女共同参画フェスティバル開催事業

県民参画によるフェスティバルの開催で、男女共同参画に対する県民意識の高揚と推進を図るもので、例年12月に愛媛県男女共同参画センターで開催している。開催に際しては、基調講演や県内のグループ等からイベント企画(展示・即売等)を募集し、グループ自らが実施運営するなど、より親しみやすいフェスティバルとする。

イ 男女共同参画社会づくり推進イベント企画募集事業

男女共同参画をテーマとしたイベント企画を募集し、審査会で優秀な企画を選定し、「えひめ男女共同参画フェスティバル」の開催期間中、グループ自らが自主運営することで参画意識の向上や人材育成・ネットワークづくり等を行う。

ウ 男女共同参画こらぼねっとわーく開催事業

男女共同参画の理念を集中的に学習するため、地元愛媛大学等他の教育関連機関や団体と共催し、連携・協働(コラボレーション)することにより、地域に根差した男女共同参画の視点や必要性を学び、参画をより現実的なものにしていくことを目的に愛媛県男女共同参画センター等で事業を実施する。

エ 男女共同参画社会づくり推進県民大会開催事業

男女共同参画社会の実現を図るため、県民意識の高揚や自発的な活動を促進し、県民総ぐるみの運動に発展させていくことを目的に、愛媛県及び松山市男女共同参画推進財団との共催による事業を毎年実施する。

オ えひめ女性財団情報発信事業

財団事業や研究成果等を広く県民に周知し、男女共同参画社会づくりを推進すると共に、財団事業への県民の理解と関心を深めるための財団だより「かがやき」の発行及びHP等による講座等の実施状況や施設の貸館状況・利用料等の各種情報を随時発信する。

2 男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進及び学習支援【定款第4条第1項第2号】

(1) 男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進

ア 男性のための共同参画セミナー開催事業

県内の男性を対象に当財団が主催し市町等が共催でセミナー等を開催し、男性の意識改革や男女共同参画による家庭・地域づくりへの意識の醸成を図るもので、予算の範囲内で経費を負担する。

イ えひめ女性財団出前講座開催事業

財団職員が市町等が開催する講演会や学校・職場で開催する勉強会、研修会等に出向いて講演やワークショップを行い、財団が実施する各種事業や男女共同参画関連施策等についての理解を深め、併せて県民の意見等を財団運営に反映させる。

(事業実施の財源)

基本財産運用益(基本財産利息収入)を按分したもの及び事業収益(※男女共同参画事業収益)並びに雑収益(受取利息収入)と受取補助金等(男女共同参画社会づくり推進県民大会受託収益)を財源としている。

※えひめ女性財団出前講座開催事業に係る講師料収入

(委託について)

次の業務をマネジメントする専門業者に委託している。

えひめ男女共同参画フェスティバルの基調講演講師招聘。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分がかかるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2] 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号及び第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	当法人は、男女共同参画に関する意識啓発及び交流の促進並びに男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進及び学習支援等を行うことで、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としており、実施した事業はどれも、公益認定法別表第14号の「男女共同参画社会の形成その他のよりよい社会の形成の推進」に該当すると考えます。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(13) 助成(応募型)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 応募の機会が、一般に開かれているか。 3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。(例: 個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6. (研究や事業の成果があるような助成の場合、) 助成対象者から、成果についての報告を得ているか。 	<p>【調査研究助成事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この事業は、男女共同参画に関わる諸問題等についての調査研究に対し助成を行うことで、男女共同参画社会づくりの推進に寄与することを目的としている。また、定款に男女共同参画社会の実現に寄与することを明記し財団のホームページで公表している。 2. 応募チラシを配布するほか、財団ホームページで公表している。 3. 助成の対象となる調査研究の選考に当たっては、財団理事長や男女共同参画に見識のある学識経験者、行政関係者等で構成する審査委員会を開催し、あらかじめ設定してある審査基準(項目や内容)により、助成する調査研究助成事業を選定しており、公正に行っていると考えている。 4. 審査委員は、男女共同参画に見識のある学識経験者、行政関係者、県男女共同参画センター館長に、財団理事長を含む3人以上5人以内の委員で構成しており、適切な者が関与していると考えている。 5. 財団事業報告書に助成の対象者、調査研究課題等を記載し、財団ホームページで公表している。また、実績報告書による調査研究の成果を愛媛県、市町及び関係団体に公表し、男女共同参画社会づくりの推進に活用している。 6. 調査研究完了後は、実績報告書により調査研究の成果報告を得ている。 <p>【男女共同参画社会づくり推進イベント企画募集事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この事業は、男女共同参画に対する県民意識の高揚と推進並びに人材育成やネットワークづくりを図ることを目的に、男女共同参画をテーマとしたイベント企画(講演・ワークショップ等)を募集している。また、定款に男女共同参画社会の実現に寄与することを明記し、事業目的を財団のホームページで公表している。 2. ボランティアグループや女性団体、公的機関等に応募チラシを配布するほか、財団ホームペー 	

		<p>ジで公表する等、幅広く公募している。</p> <p>3. 選考にあたっては、財団理事長や男女共同参画に見識のある学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、審査基準に基づいたイベント企画の選定を行っており、公正に行っていると考えている。</p> <p>4. 審査委員は、財団理事長、県男女共同参画センター館長、男女共同参画に見識のある学識経験者等を含む3人の委員で構成している。</p> <p>5. 採用が決定した企画は、えひめ男女共同参画フェスティバル開催期間中に企画イベントとして実施することとなり、フェスティバル開催チラシの中で、実施内容や主催者を公表している。また、財団事業報告書にイベント企画の実績を記載し、財団ホームページで公表している。</p> <p>6. 採用が決定した企画は、イベント終了後に実績報告書の提出を義務付けており成果報告を得ている。</p>	
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p>	<p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>【えひめ男女共同参画フェスティバル開催事業】</p> <p>1. この事業は、男女共同参画に対する県民意識の高揚と推進を図ることを目的とし、県民参画事業として、県内グループによる企画イベント(展示・即売等)や財団主催の基調講演等を実施している。また、定款に男女共同参画社会の実現に寄与していることを明記し、事業目的を財団のホームページで公表している。</p> <p>2. 募集チラシの配布や新聞・地域の情報誌への広告掲載、財団ホームページ・財団情報誌、報道機関等に対する情報提供により広く公募している。</p> <p>3. フェスティバルで実施する基調講演については、男女共同参画の意識啓発のため県外から専門講師を招聘しており、確認行為は行っていない。</p> <p>4. この事業の基調講演の講師謝金については、他の関連機関から講師の相場等の情報収集を行うなど、適切な謝金設定を行っている。</p> <p>【男女共同参画こらぼねっとわーく開催事業】</p> <p>1. この事業は、男女共同参画の理念を集中的に学習するため、関連機関や団体等と共催し、連携・協働することにより、地域に根差した男女共同参画の視点や必要性を学び、参画をより現実的なものにしていくことを目的としている。また、定款に男女共同参画社会の実現に寄与することを明記し、事業目的を財団のホームページで公表している。</p> <p>2. 募集チラシの配布や財団のホームページ・財団情報誌、報道機関等への情報提供により広く公募している。</p> <p>3. この事業は、関連機関や大学等と共催で実施しているが、地域に根差した男女共同参画の視点や必要性を学び、参画をより現実的なものにしていくため、専門の講師に依頼する等、質の高い講師を充てている。また、受講生にはアンケートを実施することで、内容の理解度や意識の変化等を確認し、事業効果の検証にも努めている。</p> <p>4. 関連機関や大学との連携による実施のため、実施回数や時間等を考慮し、企画料として上限8万円を支払っており、適切な報酬設定と考えている。</p> <p>【男女共同参画社会づくり推進県民大会開催事業】</p> <p>1. この事業は、男女共同参画社会の実現を図るため、県民意識の高揚や自発的な活動を促進し、</p>	

県民総ぐるみの運動に発展させることを目的としている。また、定款に男女共同参画社会の実現に寄与することを明記しているほか、財団ホームページで公表している。愛媛県との共催事業である。

2. 募集チラシの配布や財団ホームページ、報道機関等への情報提供により公募している。
3. この事業は、男女共同参画に関する意識啓発を目的とするシンポジウムで、県外から専門講師を招聘しているため、確認行為は行っていない。
4. 講師等への謝金は、他の関連機関から講師の相場等の情報収集を行うなど、適切な謝金設定を行っている。

【男性のための共同参画セミナー開催事業】

1. この事業は、男性を対象に意識啓発や男女共同参画による家庭・地域づくりへの意識の醸成を図ることを目的とし、市町等と共催でセミナーを実施している。また、定款に男女共同参画社会の実現に寄与することを明記し、事業目的を財団のホームページで公表している。
2. 募集チラシの配布や財団のホームページ・財団情報誌、報道機関等への情報提供により広く公募している。
3. この事業は、男性に対する意識改革や男女共同参画による家庭・地域づくりの意識の醸成を目的としているため、専門家に講師を依頼している。また、男性に対する意識啓発が目的のため、確認行為は行っていない。
4. 講師等に対する謝金単価は、愛媛県が1時間当たり6,000円、松山市が10,000円であり、財団が設定している1時間7,000円の謝金単価は、適切な報酬であると考えている。なお、県外講師に対する謝金については、他の関連機関から講師の相場等の情報収集を行うなど、適切な謝金設定を行っている。

【えひめ女性財団出前講座開催事業】

1. この事業は、財団職員が県内の大学等が主催する講演会、研修会等に出向いて、講演やワークショップを行うことで、財団が実施する事業や男女共同参画関連施策等に理解を深めてもらうとともに、県民の意見・要望等を財団運営に反映させることを目的としている。また、定款に男女共同参画社会の実現に寄与することを明記し、事業目的を財団のホームページで公表している。
2. 募集チラシの配布や財団のホームページ・財団情報誌への掲載により公募している。
3. この事業は、財団職員が講師を務め、男女共同参画に関する意識啓発を行っているため、確認行為を行うことは難しいが、出前講座の受講生が地域活動に参加し始めるなど、一定の意識の向上を見出すことができる。
4. えひめ女性財団出前講座開催事業実施要綱で、出前講座の講義料は原則1時間につき6,000円とし、財団収入としている。これは、愛媛県が定めている謝金単価に準じており、適切な報酬であると考えている。なお、当事業の講師が財団職員である場合は、講師に対する報酬は支払っていない。

【えひめ女性財団情報発信事業】

1. この事業は、財団事業や研究成果等を県民に周知し、男女共同参画社会づくりを推進するとともに、財団事業への理解と関心を深めることを目的としている。また、事業目的は、財団のホームページで公表している。

(18) 上記の事業区分に該当しない場合

1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)
2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)

<p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>2. 事業の合目的性について ア. 財団情報誌「かがやき」については、県内公共施設や大学、県内市町等に配布、ホームページについても、新規情報を適宜更新することで、多くの県民の目に触れやすい機会を設けている。 イ. 情報誌は、財団評議員会や理事会での提言も参考に、年度内に財団が実施した事業実績や成果を写真入りでまとめたものであり、講演記録は講師の添削を経て、財団職員が編集し発行している。 ウ. 該当なし エ. この事業は、男女共同参画についての事業報告や情報等、公益性の高い情報等を発信するもので、販売促進や共同宣伝にはあたらない。</p>
---	--

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じた男女共同参画の促進を図るための県の拠点施設である愛媛県男女共同参画センターの管理運営等を行う事業。	66.1%

[1] 事業の概要について (注1)

(事業の内容)

当法人は「愛媛県男女共同参画センターの管理運営」等を行っており、以下の事業はいずれも男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として実施することから一つにまとめた。

愛媛県男女共同参画センターの管理運営【定款第4条第1項第3号】

愛媛県の指定管理者として、愛媛県男女共同参画センターの管理運営を行うもので、女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて、男女共同参画の促進を図るため、次の事業を行う。

1 愛媛県男女共同参画センターの管理運営

(1) 各種の研修及び相談並びに学習機会の提供 (配偶者暴力相談支援センター業務を含む)

ア 研修業務

県男女共同参画センター及び県内各地で男女共同参画を学習するエンパワーメントカレッジを開講し、参画の理念の基づく学習の促進等を図る。

イ 相談業務

女性に関する総合相談窓口として、一般相談 (火～日曜日) と専門相談 (無料 心理月4回・法律月3回) を実施する。また男性が抱える悩みなどの相談に対応するため、男性相談員による男性向け相談を実施する。

(2) 情報の収集及び提供

図書情報資料室への新刊図書の購入や既存図書の整理及び管理のほか、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行う。

(3) 女性の文化活動、地域活動等への援助

男女共同参画センターロビーに常設展示コーナーを設け、県内在住のグループ・団体の活動や発表・交流の場として無料開放し、親しみのある施設運営を行うと共に、地域参画を促進するための情報提供を行う。女性団体として男女共同参画センターに登録している団体に対しては、団体の連携と文化活動の場としてセンター内に設けている団体連絡室を無料で貸し出している。

(4) 男女共同参画推進委員補助事業

県男女共同参画推進条例施行で設置された苦情処理機関が年数回不定期開催され、事務局である県の補助業務として議事録の原案作成や資料の整理等軽微な業務を行う。

(5) 施設維持管理事業

空調や消防等の附属設備の保守点検や植栽地管理等を計画的に実施し、安全で快適な施設環境維持を図るほか、経年劣化が懸念される付属設備等を修繕し、施設の安全性及び施設利用者の利便性向上に努める。

2 性暴力被害者支援センター運営事業

性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、性暴力被害者に対する専門の相談窓口機能として、必要に応じて、医療機関等への同行支援や弁護士・臨床心理士による専門相談等を実施する。

(事業実施の財源)

県の指定管理者として受取補助金等 (男女共同参画センター受託収益) を按分したものを財源としている。えひめ性暴力被害者支援センターの運営は、受取補助金 (性暴力被害者支援センター受託収益) を財源としている。

(委託について)

業務内容の専門性、実用性等の観点から、業者委託による業務の遂行が妥当であると判断される次の施設維持管理等の業務を、愛媛県の承認を得て各専門業者に再委託することとしている。

ア. 夜間受付業務 イ. 財団HP管理業務 ウ. 設備等保守点検・・・空調機器等保守点検業務、消防設備保守点検業務、舞台照明設備保守点検業務、舞台吊物設備保守点検業務、電話設備保守点検業務、電気設備保守点検業務、可動椅子保守点検業務、昇降機保守点検業務 エ. 設備環境等維持・・・清掃・建築物環境衛生管理業務、植栽地管理業務 オ. 保安警備業務

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 2
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号及び第2号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	当法人は、愛媛県男女共同参画センターの管理運営を行うことで、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としており、実施した事業は何れも、公益認定法別表第14号の「男女共同参画社会の形成その他のよりよい社会の形成の推進」に該当すると考えます。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>【研修業務】:男女共同参画センターの管理運営</p> <p>1.この事業は、県男女共同参画センター及び県内10地域程度で男女共同参画を学習するエンパワメントカレッジを開講し、男女共同参画の理念に基づく学習の促進、男女共同参画社会形成の意識を高めることを目的としている。また、定款に男女共同参画社会の実現に寄与することを明記し、事業目的を財団のホームページで公表している。</p> <p>2.募集チラシの配布や、財団のホームページ・財団情報誌への掲載、報道機関への情報提供など、より広く公募を行っている。</p> <p>3.この事業の講師は、テーマに応じた専門家を充てており、講座のレベルと受講後の効果が期待できる。受講者にはアンケートを実施することでより良質な事業となるよう努めている。</p> <p>4.講師等に対する謝金単価は、愛媛県が1時間当たり6,000円、松山市が10,000円であり、財団が設定している1時間7,000円の謝金単価は、適切な報酬であると考えている。</p>	

<p>(5) 相談、助言</p>	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>【相談業務】:男女共同参画センターの管理運営及びえひめ性暴力被害者支援センターの運営 1.この事業は、女性に関する様々な問題に専門的に応えるため、相談業務並びに配偶者暴力相談支援センターの業務及びえひめ性暴力被害者支援センターの業務(相談、同行支援等)を行うことを目的としている。また、定款に男女共同参画社会の実現に寄与することを明記し、事業目的を財団のホームページで公表している。 2.パンフレット、グッズ等の配布や公的な関連機関への周知、財団のホームページ掲載等により公開している。相談を受けるにあたり、一般相談については、電話、面接の両方を実施しており、予約なしでも時間内であれば随時受け付けている。なお、専門相談のうち法律相談は面接のみ、心理相談は面接と電話の両方を実施しており要予約。また、月2回、男性相談員による男性相談を実施している。 (一般相談受付:配偶者暴力相談支援センター含む受付)火曜日～日曜日※月曜日、休日(月曜に当たるときはその翌日)は休館 (えひめ性暴力被害者支援センター受付)火曜日～土曜日※日曜日、月曜日、休日(月曜に当たるときはその翌日)は休館。ただし、電話相談は24時間365日対応。 3.多様化する相談内容や増加しているDV(ドメスティックバイオレンス)相談等に対応するため、一般相談は、元小中学校長等教育経験者を充てている。専門相談(法律相談、心理相談)については、弁護士と臨床心理士に依頼している。また、月2回、男性相談員による男性相談を実施している。 えひめ性暴力被害者支援センターについては、愛媛県、愛媛県警察、愛媛県弁護士会、愛媛県医師会の4者による協定を締結し、適宜、専門的な助言を受けることとしている。</p>	
------------------	--	--	--

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>【女性の文化活動、地域活動等への援助】</p> <p>1. 男女共同参画センターのロビーに、常設展示コーナーを設け、グループ等の活動や発表・交流の場として無料開放し、親しみやすい施設運営を行うとともに、地域参画を一層促進するための情報提供やネットワークづくりを支援することを目的としている。また、公的機関やグループ等が実施する男女共同参画関連の講座やセミナーに対して、講師紹介や企画アドバイスを行うほか、DV被害者対策への支援等も行う。当該事業については、定款に男女共同参画社会の実現に寄与することを明記し、事業目的を財団のホームページで公表している。</p> <p>2. 事業の合目的性について</p> <p>ア. 文化活動を行っている県内在住のグループに対して、参加を呼び掛けるチラシを送付するほか、財団ホームページでも募集している。</p> <p>イ. 公的機関やグループ等が行う講義やイベント等に対する助言や指導等のほか、これまで培ってきたノウハウや情報等の提供を行うなど、財団職員が適正に関与している。</p> <p>ウ. 県男女共同参画センターに登録している女性団体を主な対象にロビー展を実施しているが、それ以外の団体の出展も積極的に受け入れている。</p> <p>エ. この事業は、県内で活動するグループの活動成果を発表する場の提供、グループ間の交流促進、育成に繋がるものであり、公益性の高いもので販売促進や共同宣伝にあたらぬ。</p> <p>【男女共同参画推進委員補助事業】</p> <p>1. 愛媛県男女共同参画条例に基づき設置された苦情処理機関で業務にあたる男女共同参画推進委員は、知事から委嘱されている。その推進委員の補助として、愛媛県の担当課に事務局が置かれており、事務局業務の一部を補助業務として行っている。また、定款に男女共同参画の実現に寄与することを明記し、事業目的を財団のホームページで公表している。</p> <p>2. 事業の合目的性について</p> <p>ア. 苦情の申し立てや相談等の利用については、愛媛県のホームページと財団ホームページで公表している。</p> <p>イ. 男女共同参画を推進するための専門機関である。</p> <p>ウ. 男女共同参画推進委員の3名については、愛媛県が弁護士等を選任している。</p>
-----------------------------	---	--

[3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 3	公益目的事業のための愛媛県男女共同参画センターの施設貸館事業。	12.5%

[1] 事業の概要について (注1)

(事業の内容)

当法人は「愛媛県男女共同参画センターの施設貸館事業」を行っており、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として以下の事業を行う。

愛媛県男女共同参画センターの施設貸館事業【定款第4条第1項第4号】

愛媛県の指定管理者として、愛媛県男女共同参画センターの管理運営を行っておりその一環として、男女共同参画の形成を推進するための各種行事又は集会に必要な施設の賃借を行う。

(ア) 男女共同参画センターの整備する「多目的ホール、研修室、会議室、和室、茶室等11室」を比較的低廉な価格とし、各種の行事・研修会または集会等に必要な施設として貸し出す。

(イ) 利用者支援

施設使用料の支払いに愛媛県の発行する「いよポイント」を使用可能としている。

女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い及び各種の行事又は集会に愛媛県並びにえひめ女性財団が施設を利用する場合は、愛媛県男女共同参画センター管理条例により料金を減免する。但し、公益目的での利用でも内容が前記以外の場合には料金を徴収する。

(事業実施の財源) 事業収益 (施設貸館事業収益) 及び受取補助金等 (男女共同参画センター受託収益) をそれぞれ按分したものを財源としている。

(委託について)

業務内容の専門性、実用性等の観点から、業者委託による業務の遂行が妥当であると判断される次の施設維持管理等の業務を、愛媛県の承認を得て各専門業者に再委託することとしている。

ア. 夜間受付業務 イ. 財団HP管理業務 ウ. 設備等保守点検・・・空調機器等保守点検業務、消防設備保守点検業務、舞台照明設備保守点検業務、舞台吊物設備保守点検業務、電話設備保守点検業務、電気設備保守点検業務、可動椅子保守点検業務、昇降機保守点検業務 エ. 設備環境等維持・・・清掃・建築物環境衛生管理業務、植栽地管理業務 オ. 保安警備業務

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(事業単位ごとに作成してください。)

(1) 公益目的事業について

事業番号	公 3
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号及び第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	当法人は、愛媛県男女共同参画センターの施設貸館事業を行っており、公益目的事業への施設の貸与を通じて社会貢献を行い、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としており、実施した施設貸館事業は、公益認定法別表第14号の「男女共同参画社会の形成その他の形成の推進」に該当すると考えます。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(11) 施設の貸与	1.当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。	<p>【愛媛県男女共同参画センターの施設貸館事業】</p> <p>1. 定款に愛媛県男女共同参画センターの管理運営による男女共同参画社会の実現への寄与を行う旨を明記している。また、事業目的等は財団のホームページで公表している。</p> <p>2. 公益性・公共性が高い全国、全県レベルの貸館の利用許可については、理事長が認めるものとして県男女共同参画センター管理運営規程に定める期日(利用日の6か月前から2日前)よりも先行して、利用許可申請の提出を認める運用を行っている。また、減免規定については、愛媛県男女共同参画センター管理条例に定める減免規定に合致するもの以外は優遇措置を設けていない。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県がセンター又は愛媛県消費生活センターの目的を達成するために利用するとき・指定管理者がセンターの目的を達成するために利用するとき ・知事が特に必要があると認めて指示するとき ・指定管理者がセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失わない範囲内において適当と認めるとき 	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	公益目的事業以外の愛媛県男女共同参画センターの施設貸館事業。	第4条第1項第5号
事業の概要		
<p>(事業の内容) 当法人は、「愛媛県男女共同参画センターの施設貸館事業」として、各種の行事・研修会又は集会等に必要な施設として会議室等の貸館事業を行う。</p> <p>1. 愛媛県男女共同参画センターの施設貸館事業【定款第4条第1項第5号】 愛媛県の指定管理者として、愛媛県男女共同参画センターの管理運営を行っておりその一環として、公益目的以外の各種行事又は集会に必要な施設の賃借を行う。 （ア）男女共同参画センターの整備する「多目的ホール、研修室、会議室、和室、茶室等11室」を比較的低廉な価格とし、各種の行事・研修会または集会等に必要な施設として貸し出す。 （イ）利用者支援 施設使用料の支払いに愛媛県の発行する「いーよポイント」を使用可能としている。</p> <p>(事業実施の財源) 県の指定管理者としての事業収益（施設貸館事業収益）及び受取補助金等（男女共同参画センター受託収益）をそれぞれ按分したもの並びに※雑収益（雑収入）を財源としている。 ※自動販売機売上手数料、コピー使用料、公衆電話設置収入</p> <p>(委託について) 1. 業務内容の専門性、実用性等の観点から、業者委託による業務の遂行が妥当であると判断される次の施設維持管理等の業務を、愛媛県の承認を得て各専門業者に再委託することとしている。 ア. 夜間受付業務 イ. 財団HP管理業務 ウ. 設備等保守点検・・・空調機器等保守点検業務、消防設備保守点検業務、舞台照明設備保守点検業務、舞台吊物設備保守点検業務、電話設備保守点検業務、電気設備保守点検業務、可動椅子保守点検業務、昇降機保守点検業務 エ. 設備環境等維持・・・清掃・建築物環境衛生管理業務、植栽地管理業務 オ. 保安警備業務</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。